



山形県公報

平成29年3月31日(金)
第2832号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……345

### 訓 令

○山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……同
- 昭和47年3月県告示第426号(県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真の  
ちよう付してあるものに押す山形県証印(浮出しプレス型)及び管理者)の一部改正…(学事文書課) ……同
- 山形県県民会館の利用料金……………(県民文化課) ……346
- 県政史緑地の利用料金……………( 同 ) ……350
- 山形県郷土館の開館時間及び休館日……………( 同 ) ……同
- 山形県郷土館の利用料金……………( 同 ) ……同
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日……………(中小企業振興課) ……354
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………( 同 ) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……356
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……同
- 昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部改正 ……(農業技術環境課) ……同
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正 ……( 同 ) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……357
- 山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……358
- 同 ……( 同 ) ……359
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……360
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……361
- 同 ……( 同 ) ……同
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任……………(建築住宅課) ……362
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会 計 局) ……363
- 山形県飯豊少年自然の家の利用料金……………(教 育 庁) ……364

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則……………365
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………同

|                                                            |                  |
|------------------------------------------------------------|------------------|
| ○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則                    | 368              |
| <b>訓 令</b>                                                 |                  |
| ○山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令                                  | 369              |
| ○山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令                                    | 同                |
| <b>告 示</b>                                                 |                  |
| ○山形県飯豊少年自然の家の利用時間及び休館日                                     | 370              |
| <b>公安委員会関係</b>                                             |                  |
| <b>規 則</b>                                                 |                  |
| ○山形県道路交通規則の一部を改正する規則                                       | 同                |
| <b>告 示</b>                                                 |                  |
| ○指定講習機関の指定                                                 | 371              |
| <b>選挙管理委員会関係</b>                                           |                  |
| <b>告 示</b>                                                 |                  |
| ○平成29年1月22日執行の山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 | 372              |
| ○政治団体の設立                                                   | 373              |
| ○政治団体の届出事項の異動                                              | 374              |
| ○政治団体の解散                                                   | 375              |
| ○資金管理団体の届出事項の異動                                            | 同                |
| ○資金管理団体の指定の取消し                                             | 376              |
| ○資金管理団体でなくなった旨の届出                                          | 同                |
| <b>内水面漁場管理委員会関係</b>                                        |                  |
| <b>指 示</b>                                                 |                  |
| ○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限                    | 同                |
| ○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量                                       | 377              |
| <b>企業局関係</b>                                               |                  |
| <b>規 程</b>                                                 |                  |
| ○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程                            | 379              |
| ○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程                                      | 同                |
| <b>病院事業局関係</b>                                             |                  |
| <b>規 程</b>                                                 |                  |
| ○山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程                                | 381              |
| ○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程                                    | 同                |
| ○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程                          | 383              |
| <b>公 告</b>                                                 |                  |
| ○県営住宅入居者の一般公募                                              | （村山総合支庁建築課） …384 |

正 誤

規 則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,140円」を「5,170円」に改め、同号ロ中「5,460円」を「5,530円」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 特別課程の場合 日額 6,810円

第3条第2号に次のように加える。

ニ 主任級職員研修の場合 日額 1,300円

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成29年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月17日閉会した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第234号

昭和47年3月県告示第426号（県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真のちよう付してあるものに押す山形県証印（浮出しプレス型）及び管理者）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

管理者の項中「置賜保健所長」を削る。

## 山形県告示第235号

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）第11条第2項の規定により、山形県県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 区 分                              |      |      | 利 用 料 金 の 額    |                |                   |                   |               |
|----------------------------------|------|------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|---------------|
|                                  |      |      | 午前9時から<br>正午まで | 正午から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後10時まで | 午前9時から<br>午後10時まで | 左記以外の<br>時間   |
| 入場料金を領収しない場合及び300円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日   | 18,400円        | 27,500円        | 34,700円           | 78,800円           | 1時間当たり10,900円 |
|                                  |      | 土曜日等 | 22,300円        | 32,100円        | 41,300円           | 94,000円           | 1時間当たり12,400円 |
|                                  | 地下講堂 | 平日   | 2,620円         | 2,890円         | 3,800円            | 8,680円            | 1時間当たり1,040円  |
|                                  |      | 土曜日等 | 3,020円         | 3,540円         | 4,590円            | 10,520円           | 1時間当たり1,180円  |
|                                  | 会議室  |      | 1,180円         | 1,700円         | 2,090円            | 4,980円            | 1時間当たり520円    |
|                                  | 展示室  |      | 1,040円         | 1,180円         | 1,570円            | 3,800円            | 1時間当たり520円    |
| 300円を超え1,000円以下の入場料金を領収する場合      | ホール  | 平日   | 27,600円        | 41,250円        | 52,050円           | 118,200円          | 1時間当たり16,350円 |
|                                  |      | 土曜日等 | 33,450円        | 48,150円        | 61,950円           | 141,000円          | 1時間当たり18,600円 |
|                                  | 地下講堂 | 平日   | 3,930円         | 4,330円         | 5,700円            | 13,020円           | 1時間当たり1,560円  |
|                                  |      | 土曜日等 | 4,530円         | 5,310円         | 6,880円            | 15,780円           | 1時間当たり1,770円  |
|                                  | 会議室  |      | 1,770円         | 2,550円         | 3,130円            | 7,470円            | 1時間当たり780円    |
|                                  | 展示室  |      | 1,560円         | 1,770円         | 2,350円            | 5,700円            | 1時間当たり780円    |
| 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合    | ホール  | 平日   | 36,800円        | 55,000円        | 69,400円           | 157,600円          | 1時間当たり21,800円 |
|                                  |      | 土曜日等 | 44,600円        | 64,200円        | 82,600円           | 188,000円          | 1時間当たり24,800円 |
|                                  | 地下講堂 | 平日   | 5,240円         | 5,780円         | 7,600円            | 17,360円           | 1時間当たり2,080円  |
|                                  |      | 土曜日等 | 6,040円         | 7,080円         | 9,180円            | 21,040円           | 1時間当たり2,360円  |
|                                  | 会議室  |      | 2,360円         | 3,400円         | 4,180円            | 9,960円            | 1時間当たり1,040円  |
|                                  | 展示室  |      | 2,080円         | 2,360円         | 3,140円            | 7,600円            | 1時間当たり1,040円  |

|                               |      |        |         |         |          |              |               |
|-------------------------------|------|--------|---------|---------|----------|--------------|---------------|
| 3,000円を超え5,000円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日     | 40,480円 | 60,500円 | 76,340円  | 173,360円     | 1時間当たり23,980円 |
|                               |      | 土曜日等   | 49,060円 | 70,620円 | 90,860円  | 206,800円     | 1時間当たり27,280円 |
|                               | 地下講堂 | 平日     | 5,760円  | 6,350円  | 8,360円   | 19,090円      | 1時間当たり2,280円  |
|                               |      | 土曜日等   | 6,640円  | 7,780円  | 10,090円  | 23,140円      | 1時間当たり2,590円  |
|                               | 会議室  | 2,590円 | 3,740円  | 4,590円  | 10,950円  | 1時間当たり1,140円 |               |
|                               | 展示室  | 2,280円 | 2,590円  | 3,450円  | 8,360円   | 1時間当たり1,140円 |               |
| 5,000円を超える入場料金を領収する場合         | ホール  | 平日     | 46,000円 | 68,750円 | 86,750円  | 197,000円     | 1時間当たり27,250円 |
|                               |      | 土曜日等   | 55,750円 | 80,250円 | 103,250円 | 235,000円     | 1時間当たり31,000円 |
|                               | 地下講堂 | 平日     | 6,550円  | 7,220円  | 9,500円   | 21,700円      | 1時間当たり2,600円  |
|                               |      | 土曜日等   | 7,550円  | 8,850円  | 11,470円  | 26,300円      | 1時間当たり2,950円  |
|                               | 会議室  | 2,950円 | 4,250円  | 5,220円  | 12,450円  | 1時間当たり1,300円 |               |
|                               | 展示室  | 2,600円 | 2,950円  | 3,920円  | 9,500円   | 1時間当たり1,300円 |               |

（注）使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

(2) 設備

| 区 分  | 設 備 名        | 単 位    | 利用料金の額  |
|------|--------------|--------|---------|
| 舞台設備 | 舞台せりあげ装置     | 1基     | 1,700円  |
|      | オーケストラピット    | 一式     | 4,340円  |
|      | 所作台          | 1台     | 190円    |
|      | 演壇           | 一式     | 640円    |
|      | 松羽目          | 一式     | 1,700円  |
|      | びょうぶ         | 1双     | 1,300円  |
|      | ひな壇          | 一式     | 4,860円  |
|      | 指揮台          | 1台     | 310円    |
|      | 譜面台          | 1台     | 160円    |
|      | 紗幕           | 一式     | 850円    |
|      | 地がすり         | 1張     | 720円    |
|      | 緋毛せん         | 1枚     | 120円    |
|      | 上敷ござ         | 1枚     | 110円    |
|      | 展示用パネル       | 1枚     | 20円     |
| 大太鼓  | 一式           | 1,300円 |         |
| ピアノ  | ホール用 スタインウェイ | 1台     | 10,520円 |
|      | ホール用 ヤマハ     | 1台     | 5,250円  |
|      | 地下講堂用 カワイ    | 1台     | 2,620円  |

|      |                   |    |        |
|------|-------------------|----|--------|
| 映写設備 | スライドプロジェクター       | 1台 | 1,180円 |
|      | オーバーヘッドプロジェクター    | 1台 | 910円   |
|      | スクリーン             | 1張 | 1,700円 |
| 音響設備 | 拡声装置              | 一式 | 2,620円 |
|      | 拡声装置（地下講堂備付け）     | 一式 | 1,180円 |
|      | 拡声装置（移動用）         | 一式 | 1,180円 |
|      | マイク               | 1本 | 520円   |
|      | ワイヤレスマイク          | 1本 | 1,040円 |
|      | マイク3点吊装置          | 1基 | 850円   |
|      | マイクエレベーター装置       | 1基 | 850円   |
|      | コンデンサーマイク         | 1本 | 970円   |
|      | ダイナミックマイク         | 1本 | 850円   |
|      | フロントバックスピーカー      | 1台 | 640円   |
|      | ステージスピーカー         | 1台 | 850円   |
|      | ウォールスピーカー         | 1組 | 850円   |
|      | レコードプレーヤー         | 1台 | 1,040円 |
|      | コンパクトディスクプレーヤー    | 1台 | 1,040円 |
|      | テープレコーダー          | 1台 | 1,180円 |
|      | ミニディスクプレーヤー       | 1台 | 1,180円 |
|      | エコーマシン            | 1台 | 1,300円 |
|      | スタンド              | 1本 | 250円   |
|      | 音響反射板             | 一式 | 3,930円 |
| 照明設備 | ボーダーライト           | 1列 | 1,040円 |
|      | サスペンションライト        | 1列 | 1,570円 |
|      | アッパーホリゾンライト       | 1列 | 1,300円 |
|      | シーリングスポットライト      | 1列 | 2,890円 |
|      | センターピンスポットライト     | 1台 | 1,960円 |
|      | フロントサイドライト（右）     | 1組 | 1,300円 |
|      | フロントサイドライト（左）     | 1組 | 1,300円 |
|      | フットライト            | 1列 | 640円   |
|      | スポットライト（1キロワット以上） | 1台 | 390円   |
|      | スポットライト（500ワット）   | 1台 | 190円   |
|      | ロアホリゾンライト         | 1列 | 780円   |
|      | ストリップライト          | 1本 | 120円   |
|      | タワースタンド           | 1基 | 520円   |
|      | トーマンタースポットライト     | 1基 | 640円   |
|      | エフェクトマシン          | 1台 | 640円   |
|      | 元玉、先玉             | 1個 | 160円   |
|      | ミラーボール            | 1台 | 640円   |
|      | オーケストラ用ランプ        | 1個 | 70円    |
|      | プラスターカラー          | 1枚 | 720円   |
|      | スタンド              | 1本 | 250円   |

（注）この表に定める額は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たりの額である。

## (3) 準備又は練習のためのホール使用

| 区 分  | 利 用 料 金 の 額    |                |                   |                   |                  |
|------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|
|      | 午前9時から<br>正午まで | 正午から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後10時まで | 午前9時から<br>午後10時まで | 左記以外の時間          |
| 平日   | 9,200円         | 13,750円        | 17,350円           | 39,400円           | 1時間当たり<br>5,450円 |
| 土曜日等 | 11,150円        | 16,050円        | 20,650円           | 47,000円           | 1時間当たり<br>6,200円 |

## (4) 浴室使用に係る加算額

| 使 用 時 間 の 区 分                               | 加 算 額  |
|---------------------------------------------|--------|
| 午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たり | 1,300円 |

## (5) 電気消費に係る加算額

持込みに係る器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分           | 額    |
|---------------|------|
| 午前9時から正午まで    | 190円 |
| 正午から午後5時まで    | 320円 |
| 午後5時から午後10時まで | 320円 |
| 午前9時から午後10時まで | 830円 |

## (6) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分  | 加 算 額            |                  |
|------|------------------|------------------|
|      | 冷 房              | 暖 房              |
| ホール  | 1時間当たり<br>4,730円 | 1時間当たり<br>4,730円 |
| 地下講堂 |                  | 1時間当たり<br>520円   |
| 会議室  | 1時間当たり<br>120円   | 1時間当たり<br>190円   |

備考 第1号及び第3号の表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 2 適用期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

**山形県告示第236号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分               |      | 単 位          | 金 額     |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 710円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 710円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 710円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,280円 |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

## 2 適用期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**山形県告示第237号**

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県郷土館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月4日から同月15日までの日にあつては、午前9時から午後6時30分までとする。

## 2 休館日

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、8月5日から同月7日までの日を除く。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

## 3 適用期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**山形県告示第238号**

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



## 1 利用料金

## (1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分       | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 1,080円             | 1,350円             | 1,620円             |
| 第 2 会 議 室 | 1,080円             | 1,350円             | 1,620円             |
| 第 1 ギャラリー | 580円               | 730円               | 870円               |
| 第 2 ギャラリー | 1,080円             | 1,350円             | 1,620円             |
| 第 3 ギャラリー | 1,160円             | 1,460円             | 1,750円             |
| 第 4 ギャラリー | 1,080円             | 1,350円             | 1,620円             |
| 第 5 ギャラリー | 1,100円             | 1,380円             | 1,650円             |
| 第 6 ギャラリー | 1,270円             | 1,590円             | 1,900円             |
| 第 7 ギャラリー | 590円               | 740円               | 880円               |
| 第 8 ギャラリー | 1,100円             | 1,380円             | 1,650円             |
| ホ ー ル     | 7,040円             | 8,800円             | 10,560円            |
| 中 庭       | 3,200円             | 4,000円             | 4,800円             |

ロ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分       | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 2,160円             | 2,700円             | 3,240円             |
| 第 2 会 議 室 | 2,160円             | 2,700円             | 3,240円             |
| 第 1 ギャラリー | 1,160円             | 1,460円             | 1,740円             |
| 第 2 ギャラリー | 2,160円             | 2,700円             | 3,240円             |
| 第 3 ギャラリー | 2,320円             | 2,920円             | 3,500円             |
| 第 4 ギャラリー | 2,160円             | 2,700円             | 3,240円             |

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 第 5 ギャラリー | 2,200円  | 2,760円  | 3,300円  |
| 第 6 ギャラリー | 2,540円  | 3,180円  | 3,800円  |
| 第 7 ギャラリー | 1,180円  | 1,480円  | 1,760円  |
| 第 8 ギャラリー | 2,200円  | 2,760円  | 3,300円  |
| ホ　　ー　　ル   | 14,080円 | 17,600円 | 21,120円 |
| 中　　庭      | 6,400円  | 8,000円  | 9,600円  |

ハ 3,000円を超える入場料金を領収する場合

| 区　　分      | 利　用　料　金　の　額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| 第 2 会 議 室 | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| 第 1 ギャラリー | 1,270円             | 1,600円             | 1,910円             |
| 第 2 ギャラリー | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| 第 3 ギャラリー | 2,550円             | 3,210円             | 3,850円             |
| 第 4 ギャラリー | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| 第 5 ギャラリー | 2,420円             | 3,030円             | 3,630円             |
| 第 6 ギャラリー | 2,790円             | 3,490円             | 4,180円             |
| 第 7 ギャラリー | 1,290円             | 1,620円             | 1,930円             |
| 第 8 ギャラリー | 2,420円             | 3,030円             | 3,630円             |
| ホ　　ー　　ル   | 15,480円            | 19,360円            | 23,230円            |
| 中　　庭      | 7,040円             | 8,800円             | 10,560円            |

## ニ 準備又は練習のために使用する場合

| 区 分           | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 540円               | 670円               | 810円               |
| 第 2 会 議 室     | 540円               | 670円               | 810円               |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 290円               | 360円               | 430円               |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 540円               | 670円               | 810円               |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 580円               | 730円               | 870円               |
| 第 4 ギ ャ ラ リ ー | 540円               | 670円               | 810円               |
| 第 5 ギ ャ ラ リ ー | 550円               | 690円               | 820円               |
| 第 6 ギ ャ ラ リ ー | 630円               | 790円               | 950円               |
| 第 7 ギ ャ ラ リ ー | 290円               | 370円               | 440円               |
| 第 8 ギ ャ ラ リ ー | 550円               | 690円               | 820円               |
| ホ ー ル         | 3,520円             | 4,400円             | 5,280円             |
| 中 庭           | 1,600円             | 2,000円             | 2,400円             |

## ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

## ヘ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,670円

## (2) 設備

| 種 別  | 設 備 名 | 単 位 | 利用料金の額 |
|------|-------|-----|--------|
| 舞台設備 | ピアノ   | 1台  | 5,450円 |
|      | 指揮台   | 1台  | 100円   |
|      | 譜面台   | 1台  | 100円   |
|      | 演壇    | 一式  | 410円   |

|        |                |    |        |
|--------|----------------|----|--------|
| 舞台照明設備 | 演壇照明           | 1列 | 1,030円 |
|        | スポットライト        | 1台 | 510円   |
| 視聴覚設備  | マイクセット         | 一式 | 1,030円 |
|        | スライド映写機        | 一式 | 830円   |
|        | オーバーヘッドプロジェクター | 一式 | 1,030円 |
|        | 携帯用ビデオカメラ      | 1台 | 510円   |
|        | モニターテレビ        | 1台 | 510円   |
| 展示設備   | 展示パネル          | 1枚 | 20円    |
|        | 展示ケース          | 1台 | 200円   |

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

## 2 適用期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## 山形県告示第239号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間及び休館日

| 開館時間                | 休館日                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 午前8時30分から<br>午後5時まで | 1 日曜日及び土曜日<br>2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日<br>3 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

- 備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、土曜日においても当該施設を利用することができる。

## 2 適用期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

## 山形県告示第240号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 種別及び面積 |           | 利用料金の額   |         |        |
|--------|-----------|----------|---------|--------|
|        |           | 1月につき    | 1日につき   | 1時間につき |
| 研究開発室  | 40平方メートル  | 104,000円 | 3,400円  |        |
|        | 68平方メートル  | 176,800円 | 5,800円  |        |
|        | 81平方メートル  | 210,600円 | 7,000円  |        |
|        | 135平方メートル | 351,000円 | 11,700円 |        |
| 新規創業室  | 40平方メートル  | 60,000円  | 2,000円  |        |
|        | 68平方メートル  | 102,000円 | 3,400円  |        |
|        | 81平方メートル  | 121,500円 | 4,000円  |        |
|        | 135平方メートル | 202,500円 | 6,700円  |        |
| 多目的ホール | 190平方メートル |          |         | 2,200円 |
| 視聴覚室   | 158平方メートル |          |         | 1,800円 |
| 会議室    | 81平方メートル  |          |         | 900円   |
|        | 162平方メートル |          |         | 1,800円 |
| 指定駐車場  | 12平方メートル  | 3,000円   | 100円    |        |

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

## (2) 設備

| 区 分   |              | 単 位    | 金 額                                                       |
|-------|--------------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 出力設備  | カラーレーザープリンタ  | 1枚当たり  | カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円                      |
|       | 大型紙対応カラープリンタ |        | 日本工業規格B0の用紙を用いる場合にあっては1,200円、日本工業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,000円 |
| 視聴覚設備 | データプロジェクター   | 1時間当たり | 100円                                                      |

## 2 適用期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

## 山形県告示第241号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.55%」を「年0.65%」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成29年3月21日から適用する。
- 2 平成29年3月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第242号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成29年3月21日から適用する。
- 2 平成29年3月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第243号

昭和41年4月県告示第421号（山形県農作物奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 水稻の項に次の1項を加える。

雪女神（ゆきめがみ）（平成29年）

山形県立農業試験場庄内支場（現農業総合研究センター水田農業試験場）において、庄酒2560（出羽の里）を母とし、蔵の華を父として交配して育成した品種である。

出穂期、成熟期とも出羽燦々より1日程度早い中生の品種である。出羽燦々より短い中稈で、耐倒伏性は出羽燦々並みの中である。葉いもち抵抗性はやや弱く、穂いもち抵抗性はやや強く、耐冷性は中であり、穂発芽性はやや難である。

収量性は出羽燦々より優り、外観品質は並みからやや優る。出羽燦々より心白発現率はやや高く、心白率、搗精試験における砕米率が並みであり、大吟醸酒用として好適である。

県内平坦地帯から中山間地帯に適する。

## 山形県告示第244号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 水稻の項雪女神（ゆきめがみ）（平成27年）の項を削る。

**山形県告示第245号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成29年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
  - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

**山形県告示第246号**

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程**

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程（平成18年6月県告示第648号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

**山形県地方創生道整備推進交付金林道事業交付金交付規程**

第1条中「第5条第9項」を「第5条第16項」に改める。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に、「として」を「に」に改める。

第5条の見出し中「他の施設」を「市町村道等」に改め、同条第1項中「定める林道以外の地域再生法施行令（平成17年政令第151号）第3条第1項第1号に規定する施設（以下「他の施設」を「記載された法第5条第4項第1号ロ(1)に掲げる事業の対象となる市町村道及び広域農道（以下「市町村道等」に、「の当該年度の」を「に係る当該年度に」に、「を他の施設」を「を市町村道等」に、「として」を「に」に改め、同条第2項中「他の施設」を「市町村道等」に改める。

別表中

|                    |                                               |                                                                                                                            |
|--------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林管理道開設<br>森林施業道開設 | 10分の5.2<br>ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域については、10分の5.7 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
|--------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|      |                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林道開設 | (1) 利用対象となる区域内の森林のうち3割以上の面積に係る間伐等の計画及び当該間伐等の計画による伐採量に見合った具体的な搬出の計画が策定されている路線であって、当該計画が実行されることが確実にであると知事が認めるもの<br>10分の6.0<br>ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域については、10分の6.5<br>(2) (1)に掲げる路線以外の路線<br>10分の5.2<br>ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域については、10分の5.7 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の市町村道等の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に改

め、同表林道改良の項及び林道舗装の項中「他の施設」を「市町村道等」に改め、同表中

|                                         |                                                                            |                                                                                                                            |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林活用基盤整備事業<br>居住環境基盤整備事業<br>居住地森林環境整備事業 | 10分の5.7<br>ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域については、10分の6.2<br>(居住環境基盤整備事業の森林利用施設整備を除く。) | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|             |         |                                                                                               |
|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林道点検診断・保全整備 | 10分の5.0 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の市町村道等の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更 |
|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

に改

める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県告示第247号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道



- 2 路線名 山形朝日線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|-----------------------|---|------|----------|------------|
| 東村山郡山辺町大字大蔵字東2330番1から |   | 旧    | 12.9メートル | メートル<br>23 |
| 同 2328番まで             |   |      | 10.2     |            |
| 東村山郡山辺町大字大蔵字東2330番1から |   | 新    | 12.4メートル | 同上         |
| 同 2329番1まで            |   |      | 8.4      |            |

#### 山形県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 山辺中山線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|------------------------|---|------|----------|------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字東町236番12から |   | 旧    | 29.2メートル | メートル<br>16 |
| 同 238番10まで             |   |      | 23.0     |            |
| 同                      | 上 | 新    | 24.4メートル | 同上         |
|                        |   |      | 23.0     |            |

#### 山形県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 羽前山辺停車場線  
2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字東町236番2から  
同 218番1まで  
3 供用開始の期日 平成29年3月31日

#### 山形県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 大江西川線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長     |
|----------------------------|----|------|-------------------|--------|
| 西村山郡大江町大字月布字大城620番5から<br>同 | まで | 旧    | 9.6メートル<br>} 8.8  | 23メートル |
| 同                          | 上  | 新    | 18.0メートル<br>} 9.1 | 同上     |

## 山形県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字月布字大城620番5から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日

## 山形県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間         | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長        |
|---------------------|-----------|------|---------------------|-----------|
| 酒田市大町字上割421番から<br>同 | 上野108番1まで | 旧    | 100.4メートル<br>} 36.8 | 1,981メートル |
| 同                   | 上         | 新    | 73.1メートル<br>} 27.0  | 同上        |

## 山形県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
村山都市計画区域、東根都市計画区域、尾花沢都市計画区域及び大石田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

**山形県告示第254号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 滝野
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市  | 町 村 | 大 字 | 字  | 地 番    | 標 柱 番 号  |
|------|-----|-----|----|--------|----------|
| 西置賜郡 | 白鷹町 | 滝野  | 中  | 1107-1 | 1号及び13号  |
|      |     |     |    | 1098-1 | 2号       |
|      |     |     |    | 1101-1 | 3号及び4号   |
|      |     |     | 下原 | 980    | 5号から7号まで |
|      |     |     |    | 992    | 8号       |
|      |     |     |    | 998    | 9号       |
|      |     |     |    | 1000   | 10号      |
|      |     |     |    | 1003   | 11号      |
|      |     |     |    | 1006-3 | 12号      |

**山形県告示第255号**

平成23年3月県告示第144号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項第2号を次のように改める。

- (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市  | 町 村 | 大 字 | 字   | 地 番    | 標 柱 番 号 |
|------|-----|-----|-----|--------|---------|
| 西置賜郡 | 白鷹町 | 鮎貝  | 内町二 | 3287-4 | 1号      |
|      |     |     | 桜館  | 3306-2 | 2号      |

|  |  |       |  |         |          |
|--|--|-------|--|---------|----------|
|  |  |       |  | 3307    | 3号       |
|  |  |       |  | 3310    | 4号及び5号   |
|  |  |       |  | 3324-2  | 6号及び7号   |
|  |  |       |  | 3371-1  | 8号       |
|  |  |       |  | 3371-2  | 9号       |
|  |  |       |  | 3382-1  | 10号      |
|  |  |       |  | 3384-13 | 11号      |
|  |  |       |  | 3384-15 | 12号      |
|  |  |       |  | 3385-3  | 13号      |
|  |  |       |  | 3386    | 14号      |
|  |  |       |  | 3380-1  | 15号      |
|  |  |       |  | 3377-1  | 16号      |
|  |  |       |  | 3375-1  | 17号      |
|  |  |       |  | 3323-1  | 18号      |
|  |  |       |  | 3323-3  | 19号      |
|  |  |       |  | 3320-7  | 20号      |
|  |  |       |  | 3312-1  | 21号及び22号 |
|  |  | 内 町 二 |  | 3290-2  | 23号      |

#### 山形県告示第256号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務  
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 業務の開始の日  
平成29年4月1日

## 山形県告示第257号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第6項中「本項」を「この項」に改め、同条第8項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第47条第2項及び第4項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第49条第1項第6号ニ中「、運営」を「及び運営」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第50条第1項中「第49条第1項」を「第49条」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第51条の2 受注者（既にこの項の規定により違約金を支払った者を除く。）は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第49条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) この契約による債務の履行を拒否した場合又はその責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行が不可能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第49条第6号の規定に該当してこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて同項の違約金に充当することができる。

第52条第3項中「第49条第1項又は」を「第49条若しくは」に、「にあつては、その余剰額に」を「又は前条第2項各号に掲げる者がこの契約を解除したときにあつては、その余剰額に」に、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に改め、同条第8項中「第49条第1項又は」を「第49条若しくは」に、「は発注者」を「又は前条第2項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは発注者」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に改める。

第54条中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第8条第1項第5号ニ中「、運営」を「及び運営」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第14条第1項第4号ニ中「、運営」を「及び運営」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第17条第1項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第18条第1項第4号ニ中「、運営」を「及び運営」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第22条中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

## 山形県告示第258号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 390円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 620円            |
| その他の者                                                                                               | 1,100円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設           | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|---------------|-----------------|
| 研 修 室         | 200円            |
| 食 堂           | 630円            |
| チ ャ レ ン ジ 広 場 | 630円            |
| ど ろ ん こ 広 場   | 1,310円          |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 小中学生等
  - (2) 高校生等
  - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

## 2 適用期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会規則第3号

##### 山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会傍聴人規則（昭和23年11月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2号中「、杖の類」を削る。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会規則第4号

##### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第12条に次の1項を加える。

- 3 免許法別表第8の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる受けようとする免許状の種類及び在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

| 受けようとする免許状の種類 |    | 第1欄                       |      | 第2欄      |          |              | 第3欄     |
|---------------|----|---------------------------|------|----------|----------|--------------|---------|
|               |    | 現に有する免許状                  | 在職年数 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 幼稚園教諭         | 二種 | 小学校教諭普通免許状                | 1    |          | 3        |              | 3       |
| 小学校教諭         | 二種 | 幼稚園教諭普通免許状                | 1    |          | 10       |              | 10      |
|               |    |                           | 2    |          | 7        |              | 7       |
|               |    | 中学校教諭普通免許状                | 1    |          | 9        |              | 9       |
| 中学校教諭         | 二種 | 小学校教諭普通免許状                | 2    |          | 6        |              | 6       |
|               |    |                           | 1    | 7        | 4        |              | 11      |
|               |    |                           | 2    | 5        | 3        |              | 8       |
|               |    | 3                         | 5    | 2        |          | 7            |         |
|               |    | 高等学校教諭普通免許状               | 1    |          | 3        | 3            | 6       |
|               |    | 2                         |      | 3        | 2        | 5            |         |
| 高等学校教諭        | 一種 | 中学校教諭普通免許状<br>(二種免許状を除く。) | 1    |          | 3        | 6            | 9       |
|               |    |                           | 2    |          | 2        | 4            | 6       |

附則別記様式を次の様式に改める。

附則別記様式

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名

年 月 日生

|                                                      |            |                    |       |                             |     |
|------------------------------------------------------|------------|--------------------|-------|-----------------------------|-----|
| 受けようとする<br>免許状の種類                                    |            |                    |       |                             |     |
| 基礎資格                                                 |            |                    | 取得年月日 | 年 月 日                       |     |
| 勤務の場所<br>(施設名)                                       | 職 名        | 良好な成績で勤務した期間       | 職務内容  | 長期休暇、休職等により<br>職務に従事しなかった期間 |     |
|                                                      |            |                    |       | 理 由                         | 期 間 |
| 施設名                                                  |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで |       |                             |     |
| ※認定こども園の場合<br>は、構成するそ<br>ぞれの施設名を<br>すべて記載するこ<br>と。   |            |                    |       |                             |     |
| 認可等年月日<br>年 月 日<br>※認可外保育施設<br>の場合は設立年月日<br>を記載すること。 |            |                    |       |                             |     |
| 所在地                                                  | 実労働時間 時間   |                    |       |                             |     |
| 電話番号<br>( )                                          |            |                    |       |                             |     |
| 実務<br>の<br>評<br>価                                    | 実務証明責任者の所見 |                    |       |                             |     |
|                                                      |            |                    |       |                             |     |

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

施設名

実務証明責任者

㊟

- 注意
- 「職務内容」の欄には、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。
  - 「実務証明責任者の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌事務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。
  - この証明書は、実務証明責任者において厳封すること。
  - 複数の施設における勤務期間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書を作成すること。



別記様式第3号を次の様式に改める。  
様式第3号

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名

年 月 日生

|                       |        |                           |       |                             |     |
|-----------------------|--------|---------------------------|-------|-----------------------------|-----|
| 受けようとする<br>免許状の種類     |        | 教 科                       |       |                             |     |
| 基礎資格又は<br>基礎免許状       |        | 取得年月日                     | 年 月 日 |                             |     |
| 勤務の場所<br>(勤務校名)       | 職 名    | 良好な成績で<br>勤務した期間          | 職務内容  | 長期休暇、休職等により<br>職務に従事しなかった期間 |     |
|                       |        |                           |       | 理 由                         | 期 間 |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
|                       |        | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |       |                             |     |
| 良好な成績で勤務した年月数         |        | 年 月 (休暇期間等を除算した勤務期間の実年月数) |       |                             |     |
| 実<br>務<br>の<br>評<br>価 | 所属長の所見 |                           |       |                             |     |
|                       |        |                           |       |                             |     |

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

所 属 長

㊟

年 月 日

実務証明責任者

㊟

注意 1 「職務内容」の欄には、担当教科、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。なお、勤務の場所が特別支援学校の場合には、小学部、中学部等部科及び担当教育領域の別も記入すること。

2 「所属長の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌事務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。

3 この証明書は、所属長及び実務証明責任者において厳封すること。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の附則別記様式及び別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会規則第5号

##### 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の4の前の見出しを削り、第4条の3の2の次に次の見出し及び1条を加える。

（育児を行う学校職員の深夜勤務の制限）

第4条の3の3 条例第6条の3第1項のその他これらに準ずる者として県教育委員会が定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である学校職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）に同法第27条第1項の規定により委託されている当該児童とする。

第4条の4中「県教育委員会が定める者」を「深夜において常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会が定める者」に改め、同条第2号中「子」を「子（条例第6条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第4条の6第1項並びに第4条の9第1項及び第2項第2号において同じ。）」に改める。

第4条の6第1項第4号中「親」を「親（条例第6条の3第1項に規定する親をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした学校職員が条例第6条の3第1項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第4条の7中「及び第4号」を「から第6号まで」に改める。

第4条の9第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした学校職員が条例第6条の3第2項及び第3項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第4条の10中「及び第2項各号」を「から第5号まで」に、「において、」を「において、第4条の8第2項中「又は第3項」とあるのは「に規定する支障の有無又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第6条の3第3項の規定による」と、「条例第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、「に改める。

別表その他の項第9号の2中「子を」を「子（条例第6条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を」に改め、同項第10号中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第1号中「要介護者の続柄」を「続柄等」に改め、同様式の備考第1項を次のように改める。

1 「1」欄について

- (1) 続柄等の欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等である場合にあつては、その事実）を記入すること。
- (2) 子の生年月日の欄及び養子縁組の効力が生じた日の欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、子の生年月日の欄に出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入すること。

別記様式第1号の2中「 職員の子でなくなった。（ 離縁  養子縁組の取消し）」を

「 職員の子でなくなった。

離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了  
 児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置の解除

「 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなつた。」を

「 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなつた。」に改める。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。（理由： ）」

別記様式第3号の備考第2項及び第5項並びに別記様式第4号中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 涉

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第11条第4項の表中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 涉

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第8条第1項の表中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年 3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成29年 3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

平成29年 4月1日から平成32年 3月31日まで

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第4号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年 2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|          |                                            |    |
|----------|--------------------------------------------|----|
| 一般国道112号 | 鶴岡市宝田二丁目 3番37から鶴岡市本田字割田118番 1 まで           | を  |
| 一般国道112号 | 鶴岡市宝田二丁目 3番37から鶴岡市本田字割田118番 1 まで           |    |
| 一般国道112号 | 酒田市浜松町76番267から酒田市宮海字新林686番まで               | に、 |
| 一般国道287号 | 長井市今泉字山田1812番236から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで |    |
| 一般国道287号 | 東根市大字羽入字西野1019番 1 から東根市大字蟹沢字上縄目1823番 2 まで  | を  |
| 一般国道287号 | 東根市大字羽入字西野1019番 1 から東根市大字蟹沢字上縄目1823番 2 まで  |    |

|          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 一般国道287号 | 東置賜郡川西町大字西大塚字薬師東2374番1から長井市泉字岡八693番17まで    |
| 一般国道287号 | 長井市今泉字山田1812番236から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで |
| 一般国道287号 | 東根市大字羽入字西野1019番1から東根市大字蟹沢字上縄目1823番2まで      |
| 一般国道345号 | 東田川郡庄内町狩川字古田2番4から酒田市飛鳥字大林801番まで            |

に、

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 主要地方道天童大江線 | 天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで |
|------------|-----------------------------------|

を

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 主要地方道天童大江線 | 天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで |
| 主要地方道酒田松山線 | 酒田市大野新田字村南395番1から酒田市飛鳥字大林801番まで   |
| 主要地方道酒田八幡線 | 酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで      |

に、

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 市道漆山石田2号線 | 山形市大字漆山字石田482番1から山形市大字漆山字石田586番1まで |
|-----------|------------------------------------|

を

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 市道漆山石田2号線  | 山形市大字漆山字石田482番1から山形市大字漆山字石田586番1まで   |
| 市道陸運事務所1号線 | 山形市大字漆山字北上原1358番から山形市大字漆山字行段1422番6まで |

に改

める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県公安委員会告示第3号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

山 形 県 公 安 委 員 会

委員 長 吉 田 眞 一 郎

1 指定を受けた者

| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名                        | 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地        |
|---------------------------------------------------|------------------------------|
| 農機連株式会社<br>山形市成沢西三丁目1番62号<br>代表取締役 沼沢 善右エ門        | 農機連自動車学校<br>山形市成沢西三丁目1番62号   |
| 株式会社蔵王自動車学園<br>山形市蔵王松ヶ丘一丁目656番地2<br>代表取締役 沼沢 善右エ門 | 蔵王自動車学園<br>山形市蔵王松ヶ丘一丁目656番地2 |

|                                                 |                                      |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 株式会社マツキ<br>長井市舟場5番14号<br>代表取締役 松木 盛行            | マツキドライビングスクールさくらんぼ校<br>村山市大字本飯田118番地 |
|                                                 | マツキドライビングスクール米沢松岬校<br>米沢市大字花沢3356番地5 |
|                                                 | マツキドライビングスクール長井校<br>長井市緑町7番45号       |
| 株式会社鶴岡自動車学園<br>鶴岡市西新斎町6番34号<br>代表取締役 齋藤 征士      | 鶴岡自動車学園<br>鶴岡市西新斎町6番34号              |
| 株式会社関東自動車学校<br>東田川郡庄内町余目字船塚17番地1<br>代表取締役 齋藤 征士 | 関東自動車学校<br>東田川郡庄内町余目字船塚17番地1         |
| 株式会社けんなん<br>東置賜郡高島町大字福沢1103番地<br>代表取締役 須貝 昇     | 県南自動車学校<br>東置賜郡高島町大字福沢1103番地         |
| 株式会社米沢自動車学校<br>米沢市大字花沢3044番地1<br>代表取締役 猪俣 吉市    | 米沢ドライビングスクール<br>米沢市大字花沢3044番地1       |

- 2 特定講習の種別  
準中型免許に係る初心運転者講習
- 3 指定を行った年月日  
平成29年3月23日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成29年1月22日執行の山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成29年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年1月22日執行 山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,361,000 円
- 3 報告書の要旨

|               |       |       |           |     |        |                              |           |
|---------------|-------|-------|-----------|-----|--------|------------------------------|-----------|
| 候補者氏名         | 松田敏男  | 所属党派  | 無         | 所 属 | 期間     | 平成29年1月11日から<br>平成29年3月22日まで | 第4回分      |
| 出納責任者氏名       | 工藤泰彦  |       |           |     |        |                              |           |
| 収入            |       |       |           |     | 支出     |                              |           |
| 主たる寄附         |       |       |           |     | 人件費    |                              | 0円        |
| 〔氏名〕<br>〔団体名〕 | (職 業) | (寄附額) | 0円        |     | 家屋費    |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 選挙事務所費 |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 集合会場費  |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 通信費    |                              | 39,805    |
|               |       |       |           |     | 交通費    |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 印刷費    |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 広告費    |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 文具費    |                              | 0         |
|               |       |       |           |     | 食糧費    |                              | 0         |
| その他の寄附        | 0件    |       | 0         |     | 休泊費    |                              | 0         |
| その他の収入        |       |       | 0         |     | 雑費     |                              | 0         |
| 今回計           |       |       | 0         |     | 今回計    |                              | 39,805    |
| 前回計           |       |       | 2,900,000 |     | 前回計    |                              | 3,584,283 |
| 総計            |       |       | 2,900,000 |     | 総計     |                              | 3,624,088 |

  

|              | 項 目     | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 0円  |
|              | 計       | 0円  |

  

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年3月22日 | 第4回報告分 |
|----------|------------|--------|

山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） | 届出年月日           |
|----------------|--------|----------|---------------|-----------------------|-----------------|
| あらい寛後援会<br>荒友会 | 荒井敬次郎  | 飛川 宏     | 山形市成沢西一丁目9番5号 | 荒井寛、衆議院議員             | 平成<br>29. 2. 20 |

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日           |
|---------|--------|----------|--------------------|-----------------|
| 佐藤栄子後援会 | 佐藤 栄子  | 柿崎 智春    | 最上郡真室川町大字川の内2537番地 | 平成<br>29. 2. 23 |

## 山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名  | 異動事項     | 内 容     |         | 異動年月日          |
|--------------------|---------|----------|---------|---------|----------------|
|                    |         |          | 新       | 旧       |                |
| 自由民主党山形県参議院選挙区第一支部 | 亀 瑞 穂   | 会計責任者の氏名 | 草 刈 忍   | 赤 川 貴 大 | 平成<br>29. 1. 1 |
| 自由民主党長井市支部         | 小 関 勝 助 | 代表者の氏名   | 小 関 勝 助 | 平 弘 造   | 同<br>2. 20     |
|                    |         | 会計責任者の氏名 | 小 口 一   | 鈴 木 新 助 |                |
| 日本共産党鶴岡地区委員会       | 長谷川 剛   | 代表者の氏名   | 長 谷 川 剛 | 佐 藤 誠 一 | 同<br>2. 22     |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称                  | 代表者の氏名  | 異動事項       | 内 容                |                   | 異動年月日          |
|--------------------------|---------|------------|--------------------|-------------------|----------------|
|                          |         |            | 新                  | 旧                 |                |
| 木村忠三後援会                  | 高 橋 源 三 | 会計責任者の氏名   | 新 関 寧              | 長 谷 川 美 保 子       | 平成<br>28. 4. 1 |
| 新庄市最上郡医師連盟               | 土 田 秀 也 | 代表者の氏名     | 土 田 秀 也            | 山 科 昭 雄           | 同<br>4. 19     |
| 環整連政治連盟山形支部              | 丹 野 善 将 | 代表者の氏名     | 丹 野 善 将            | 丹 野 秀 樹           | 同<br>5. 30     |
| いとう俊美後援会                 | 丹 野 浩 夫 | 主たる事務所の所在地 | 南陽市長岡631           | 南陽市金山5566番地の4     | 同<br>9. 1      |
| 菊池大二郎同志会                 | 菊池大二郎   | 主たる事務所の所在地 | 村山市楯岡笛田一丁目15番50号   | 村山市楯岡荒町1-1-43     | 同<br>12. 1     |
| 大 二 郎 の 会                | 菊池大二郎   | 主たる事務所の所在地 | 村山市楯岡笛田一丁目15番50号   | 村山市楯岡荒町1-1-43     | 同              |
| 大沼みずほ後援会                 | 亀 瑞 穂   | 会計責任者の氏名   | 草 刈 忍              | 赤 川 貴 大           | 同<br>29. 1. 1  |
| 金沢忠一後援会                  | 金 澤 一 男 | 代表者の氏名     | 金 澤 一 男            | 佐 藤 齊             | 同<br>1. 22     |
| 中山町まちづくりを考える会（佐藤としはる後援会） | 工 藤 勝 美 | 代表者の氏名     | 工 藤 勝 美            | 柴 崎 弘 美           | 同<br>1. 29     |
| 片平志朗後援会                  | 佐 藤 均   | 代表者の氏名     | 佐 藤 均              | 梅 津 光 雄           | 同<br>2. 1      |
| 佐藤直後援会                   | 武 田 良 治 | 会計責任者の氏名   | 佐 藤 京 子            | 佐 藤 和 男           | 同              |
| 阿部正明後援会                  | 遠 藤 貞 悦 | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡朝日町大字玉ノ井甲274-1 | 西村山郡朝日町大字宮宿1085-9 | 同<br>2. 7      |



|                     |         |            |                     |                         |            |
|---------------------|---------|------------|---------------------|-------------------------|------------|
| やまがた夢タウン<br>21      | 阿 部 正 明 | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡朝日町大字玉ノ井甲274-1  | 西村山郡朝日町大字大谷100番地        | 同          |
| 上山地域活性化連絡会（長田康仁後援会） | 長 田 康 仁 | 政治団体の名称    | 上山地域活性化連絡会（長田康仁後援会） | 未来に輝くふるさとをつくる会（長田康仁後援会） | 同<br>2. 28 |
|                     |         | 会計責任者の氏名   | 長 田 康 仁             | 長 田 良 太                 |            |
| 寒河江まこと後援会           | 本 田 清   | 代表者の氏名     | 本 田 清               | 登 坂 捷 一                 | 同<br>3. 1  |

山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称  | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日    |
|----------------|-------------|--------------|
| 薫風会            | 月 野 薫       | 平成28. 12. 31 |
| 舟山やすえ酒田飽海地区後援会 | 菅 井 儀 一     | 平成28. 12. 31 |
| 京子会            | 荒 木 京 子     | 平成29. 2. 17  |
| 小浅恒也後援会        | 小 浅 平 治     | 平成29. 3. 10  |

山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成29年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称           | 異 動 事 項    | 内 容                 |                         | 異動年月日           |
|------------------|---------------------|------------|---------------------|-------------------------|-----------------|
|                  |                     |            | 新                   | 旧                       |                 |
| 菊 池 大 二 郎        | 大二郎の会               | 主たる事務所の所在地 | 村山市楯岡笛田一丁目15番50号    | 村山市楯岡荒町1-1-43           | 平成<br>28. 12. 1 |
| 長 田 康 仁          | 上山地域活性化連絡会（長田康仁後援会） | 政治団体の名称    | 上山地域活性化連絡会（長田康仁後援会） | 未来に輝くふるさとをつくる会（長田康仁後援会） | 同<br>29. 2. 28  |

**山形県選挙管理委員会告示第38号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成29年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日       |
|------------------|-----------|-------------|
| 荒木京子             | 京子会       | 平成29. 2. 17 |

**山形県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成29年3月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 月野 薫             | 薫風会       | 平成28. 12. 31    |

**内水面漁場管理委員会関係****指 示****山形県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成29年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会  
会長 國方 敬 司

**1 指示の内容****(1) 持出しの禁止**

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

**(2) 放流等の制限**

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

**2 指示の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで**

**山形県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成29年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成29年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 國 方 敬 司

平成29年度増殖数量指示

| 増殖方法  |        | 移殖放流  |         |       |     |     |         |                |          |          |         |         |       |       | 人工ふ化放流 |       |      |            | 産卵場造成等 |         |     |        | その他                        |                  |
|-------|--------|-------|---------|-------|-----|-----|---------|----------------|----------|----------|---------|---------|-------|-------|--------|-------|------|------------|--------|---------|-----|--------|----------------------------|------------------|
| 魚種名   | 免許番号   | あゆ    | うぐい(はや) | こい    | ふな  | うなぎ | かじか     | さくらます(やまめ)(稚魚) | にじます(稚魚) | にじます(成魚) | いわな(稚魚) | いわな(成魚) | もくずがに | ひめます  | やつめうなぎ | いわな   | わかさぎ | さくらます(やまめ) | あゆ     | うぐい(はや) | かじか | やつめうなぎ |                            |                  |
| 漁協名   | 免許番号   | グラム   | グラム     | グラム   | グラム | グラム | グラム     | 尾              | 尾        | グラム      | 尾       | グラム     | 尾     | 尾     | 万粒     | 万粒    | 万粒   | 万粒         | 箇所     | 箇所      | 箇所  | 箇所     | 箇所                         |                  |
| 両羽    | 内共第1号  |       |         |       |     |     |         | 17,000         |          |          |         |         | 1,000 |       | 1,000  |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
| 県南    | 内共第2号  | 230   | 30      | 200   | 100 |     |         | 6,000          |          | 600      | 11,000  | 285     |       |       |        | 3     | 600  |            |        |         | 7   | 1      | いわな3                       |                  |
| 西置賜   | 内共第3号  | 650   |         |       | 30  |     |         | 13,000         | 1,000    |          | 12,000  | 120     |       |       |        |       |      |            |        |         | 6   | 8      |                            |                  |
| 最上川一  | 内共第4号  | 900   | 30      |       | 20  | 8   | 2       | 22,800         | 1,500    |          | 29,000  |         | 200   |       |        |       |      |            |        |         | 2   |        | 1                          | こい1、さくらます(やまめ)1  |
|       | 内共第5号  |       |         |       | 10  | 10  |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 900   | 30      |       | 10  | 30  | 8       | 22,800         | 1,500    |          | 29,000  |         | 200   |       |        |       |      |            |        |         | 2   |        | 1                          | こい1、さくらます(やまめ)1  |
| 最上川二  | 内共第6号  | 2,000 |         |       | 265 |     |         | 30,000         | 10,000   | 400      |         | 150     | 200   |       |        |       | 80   |            |        |         | 1   | 1      | 1                          |                  |
|       | 内共第7号  |       |         |       | 200 | 70  |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 内共第8号  |       |         |       | 200 | 265 |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 2,000 |         |       | 400 | 600 |         |                | 30,000   | 10,000   | 450     |         | 150   | 200   |        |       | 80   |            |        |         | 1   | 1      | 1                          |                  |
| 丹生川   | 内共第10号 | 850   |         |       | 20  |     |         | 10,000         | 2,000    |          | 4,000   |         | 300   |       |        | 1     |      |            |        |         | 7   | 6      |                            |                  |
| 小国川   | 内共第11号 | 3,500 |         |       | 30  |     |         | 60,000         | 500      |          | 20,000  |         | 1,000 |       |        |       |      |            |        |         | 9   | 7      | 7                          |                  |
|       | 内共第12号 |       |         |       | 50  | 5   |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 3,500 |         |       | 80  | 5   |         | 60,000         | 500      |          | 20,000  |         | 1,000 |       |        |       |      |            |        |         | 9   | 7      | 7                          |                  |
| 最北中部  | 内共第13号 | 550   |         |       | 10  |     |         | 25,000         | 3,000    |          | 25,000  |         | 500   |       |        |       |      |            |        |         | 2   | 2      | 2                          |                  |
|       | 内共第14号 |       |         |       | 10  |     |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 550   |         |       | 20  |     |         | 25,000         | 3,000    |          | 25,000  |         | 500   |       |        |       |      |            |        |         | 2   | 2      | 2                          |                  |
| 最上    | 内共第15号 | 1,200 |         |       | 10  | 3   |         | 50,000         |          |          | 20,000  |         | 3,000 |       |        |       |      |            |        | 4       | 4   | 2      | 2                          |                  |
| 最上川第八 | 内共第16号 | 200   |         |       | 5   |     |         | 20,000         |          |          | 10,000  |         | 1,000 |       | 140    |       |      |            |        |         | 4   | 3      |                            |                  |
| 赤川    | 内共第17号 | 120   |         |       |     |     |         | 6,000          |          |          | 3,000   |         | 500   |       |        |       |      |            |        |         | 2   |        | 2                          |                  |
|       | 内共第18号 | 430   |         |       | 5   |     |         | 29,000         |          | 50       | 32,000  |         | 2,500 |       |        |       | 5    |            | 2      | 3       | 3   |        |                            | さくらます(やまめ)9      |
|       | 内共第19号 |       |         |       |     |     |         |                |          |          |         |         |       | 3,000 |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 550   |         |       | 5   |     |         | 35,000         |          | 50       | 35,000  |         | 3,000 | 3,000 |        |       | 5    |            | 2      | 5       | 3   | 2      |                            | さくらます(やまめ)9      |
| 月光川養  | 内共第20号 | 20    |         |       | 5   |     |         | 10,000         |          |          | 10,000  |         | 3,500 |       |        |       |      |            |        | 8       | 4   | 6      | 2                          |                  |
| 日向荒瀬  | 内共第21号 | 370   |         |       | 10  |     |         | 5,000          |          | 3        | 5,000   |         | 1,500 |       |        |       |      |            |        | 2       | 2   | 2      | 2                          |                  |
| 山戸    | 内共第22号 | 170   |         |       |     |     |         | 5,000          |          |          |         |         | 500   |       |        |       |      |            |        | 9       | 5   | 5      | 2                          | いわな6             |
| 温海町   | 内共第23号 | 110   |         |       |     |     |         | 3,000          |          |          | 3,000   |         | 100   |       |        |       |      |            |        | 2       | 1   | 1      | 1                          | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
|       | 内共第24号 | 120   |         |       |     |     |         | 3,000          |          |          | 3,000   |         | 100   |       |        |       |      |            |        | 2       | 2   | 1      | 1                          | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
|       | 内共第25号 | 120   |         |       |     |     |         | 4,000          |          |          | 4,000   |         | 100   |       |        |       |      |            |        | 3       | 2   | 2      | 1                          | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
|       | 計      | 350   |         |       |     |     |         | 10,000         |          |          | 10,000  |         | 300   |       |        |       |      |            |        | 7       | 5   | 4      | 3                          | いわな3、さくらます(やまめ)6 |
| 小国町   | 内共第26号 | 570   |         |       |     |     | 15,000  |                |          | 130,000  |         |         |       |       |        | 1,500 |      |            |        | 6       | 6   |        |                            |                  |
| 作谷沢   | 内共第27号 |       |         | 200   | 180 | 10  |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            | こい1、ふな1          |
|       | 内共第28号 |       |         | 130   | 100 |     |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            | こい1、ふな1          |
|       | 計      |       |         | 330   | 280 | 10  |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       | 400  |            |        |         |     |        |                            | こい2、ふな2          |
| 合計    | 12,110 | 60    | 940     | 1,195 | 26  | 5   | 333,800 | 18,000         | 1,100    | 321,000  | 555     | 16,000  | 3,000 | 1,140 | 4      | 2,580 | 5    | 32         | 71     | 56      | 24  |        | いわな12、さくらます(やまめ)16、こい3、ふな2 |                  |

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県企業管理者職務執行者

山形県企業局長 青木茂美

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日まで」を「当分」に改め、「に係るものに限り」を削る。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第2号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県企業管理者職務執行者

山形県企業局長 青木茂美

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

第12条第2項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改め、同条第4項第1号中「子」を「子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この条から第12条の3まで、第15条、第16条、第18条から第19条まで、第46条第2項及び別表第2において同じ。）」に改める。

第12条の2第3項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第15条中「親」を「親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）である者を含む。次条第5項第4号において同じ。）」に改める。

第16条第5項に次の2号を加える。

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。）が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が前条に規定する職員に該当しなくなった場合

第17条中「及び第4号」を「から第6号まで」に、「の親」を「の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項の規定により当該子を委託されている同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）である者を含む。次条第5項第4号において同じ。）」に改める。

第19条第6項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げ

る者を除く。)への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が前2条に規定する職員に該当しなくなった場合

第19条の2中「を除く」を「から第5号までを除く」に、「第18条の2」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、第18条の2に、「前条第6項第1号」を「前条第2項中「前2条」とあるのは「第18条に規定する支障の有無又は前条」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「前条の規定による」と、「前2条」とあるのは「前条」と、同条第6項第1号に改める。

第46条第2項の表特別休暇の項第7項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別表第3号その他の項第9号の2中「子を」を「子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を」に改める。

別記様式第3号の2中「続柄」を「続柄等」に、「育児休業期間」を「育児休業の期間」に改め、同様式の注書第1項及び第3項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第3号の3中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

別記様式第3号の4中「育児休業に係る子を離縁した（養子縁組の取消しを含む。）  
育児休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」を

「育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件がに改める。終了した（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除された。」

別記様式第3号の6中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項及び第4項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第3号の8（表面）中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第3号の14中「配偶者同行休業の期間の延長」を「配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長）」に、

「

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 5 配偶者同行休業の承認を受けた期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
|--------------------|-----------------|

を

「

|                    |                                                                 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 5 配偶者同行休業の承認を受けた期間 | 年 月 日から 年 月 日まで<br>(うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間<br>年 月 日まで) |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|

に改める。

別記様式第3号の16中「要介護者の続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項を次のように改める。

1 「1」欄について

(1) 「続柄等」の欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等である場合にあつては、その事実）を記入すること。

(2) 「子の生年月日」の欄及び「養子縁組の効力が生じた日」の欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」の欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。

別記様式第3号の17中「 職員の子でなくなった。（離縁 養子縁組の取消し）」を  
 職員の子でなくなった  
 離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了  
 児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置の解除  
 職員の配偶者で子の親である者が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。  
 職員の配偶者で子の親である者が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。  
 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。（理由： ）  
別記様式第13号の注書第2項及び第5項並びに別記様式第14号中「続柄」を「続柄等」に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第2号**

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

**山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局安全衛生管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条の2」を「第40条の3」に改める。

第8条の見出しを「（総括安全衛生管理者等）」に改め、同条中「常時」を「総括安全衛生管理者を置かない常時」に改め、「法第10条に規定する」を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

常時1,000人以上の職員が勤務する病院に法第10条に規定する総括安全衛生管理者を置き、所属長の職にある者をもって充てる。

第9条の見出し中「安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第3条に規定する総括安全衛生管理者の代理者は、事務局長の職にある者をもって充てる。

第10条中「安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者」に改める。

第11条第1項中「、所属職員」を「法令の定めるところにより、所属職員」に改め、「次の各号に掲げる病院の所属職員の数に応じ、当該各号に定める人員を」を削り、同項各号を削る。

第12条第1項中「及び」を「及び総括安全衛生管理者又は」に改める。

第15条第2項中「、安全衛生管理者」を「、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者」に改める。

第27条中「「安全衛生管理者」を「「総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者」に改める。

第28条第2項中「安全衛生管理者は」を「総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は」に改める。

第40条の2第1項中「（昭和47年労働省令第32号）」を削る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第3号**

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

**山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

第14条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改め、同条第5項第1号中「子」を「子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。）」に改める。

第14条の2第3項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第19条中「の子」を「の子（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第4条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下この条、次条、第22条から第23条まで及び別表第2において同じ。））」に、「親」を「親（同条例第4条の3第1項に規定する親をいう。次条第5項第4号において同じ。））」に改める。

第20条第5項に次の2号を加える。

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が前条に規定する職員に該当しなくなった場合

第21条中「及び第4号」を「から第6号まで」に、「の子の」を「の子（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第4条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下この条、次条、第22条から第23条まで及び別表第2において同じ。）の」に、「の親」を「の親（同条例第4条の3第1項に規定する親をいう。次条第5項第4号において同じ。））」に改める。

第23条第6項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が前2条に規定する職員に該当しなくなった場合

第24条中「を除く」を「から第5号までを除く」に、「第22条の2」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、第22条の2に、「前条第6項第1号」を「前条第2項中「前2条に」とあるのは「第22条に規定する支障の有無又は前条に」と、同条第3項中「前2条の」とあるのは「前条の」と、「前2条に」とあるのは「同条に」と、同条第6項第1号に改める。

別表第3その他の項第16号の2中「子を」を「子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を」に改め、同項第17号中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第4号中「」を「」に、「育児休業期間」を「育児休業の期間」に改め、同様式の注書第1項及び第3項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記様式第5号中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

別記様式第6号中「育児休業等に係る子を離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。」を  
育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」

「育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が  に改める。  
終了した（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置が解除された。」

別記様式第7号中「」を「」に改め、同様式の注書第1項及び第4項中「続柄」を「続柄等」



に改める。

別記様式第8号（表面）中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項中「続柄」を「続柄等」に

改める。

別記様式第8号の6中「配偶者同行休業の期間の延長」を「配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長）」に、

|                    |                 |   |
|--------------------|-----------------|---|
| 5 配偶者同行休業の承認を受けた期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | を |
|--------------------|-----------------|---|

|                    |                                                                 |       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 5 配偶者同行休業の承認を受けた期間 | 年 月 日から 年 月 日まで<br>(うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間<br>年 月 日まで) | に改める。 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|

別記様式第9号中「要介護者の続柄」を「続柄等」に改め、同様式の注書第1項を次のように改める。

1 「1」欄について

- (1) 「続柄等」の欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等である場合にあっては、その事実）を記入すること。
- (2) 「子の生年月日」の欄及び「養子縁組の効力が生じた日」の欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」の欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。

別記様式第10号中「 職員の子でなくなった。（離縁 養子縁組の取消し）」を

職員の子でなくなった。

離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了  
児童福祉法第27条第1項の規定による同法第6条の4に規定する里親（同条第3号に掲げる者を除く。）への委託の措置の解除

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することになった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。（理由： ）

別記様式第21号の注書第2項及び第5項並びに別記様式第23号中「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第8号の6、別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第21号及び別記様式第23号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成29年3月31日まで」を「当分」に改め、「に係るものに限り」を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                  | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|----------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                      | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート2号     | 山形市鈴川町三丁目17-51       | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用               | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,200 | 19,200                             | 3月分の家賃に相当する額                       | 单身可 |
| 同 3号             | 同 17-25              | 同    | 44.4                          | 1    | 同                 | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    |     |
| 同 4号             | 同 17-22              | 同    | 44.4                          | 1    | 同                 | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                    | 同    | 44.4                          | 2    | 同                 | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800 | 19,800                             |                                    |     |
| 同 五十鈴アパ<br>ート1号  | 同 大野目二<br>丁目2-52     | 同    | 51.2                          | 3    | 同                 | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |     |
| 同 3号             | 同 2-46               | 同    | 51.2                          | 2    | 同                 | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,400                             |                                    |     |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円心寺町<br>21-27      | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同                 | 17,800                  | 20,500                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300 | 34,900                             |                                    |     |
| 同 宮町アパー<br>ート1号  | 同 宮町二丁<br>目8-23      | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,100                  | 25,500                             | 29,200                             | 32,900                             | 37,600 | 43,400                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同 8-26               | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,400                  | 25,900                             | 29,600                             | 33,400                             | 38,200 | 44,100                             |                                    |     |
| 同 きたまちア<br>パート3号 | 同 桧町三丁<br>目2-9       | 2LDK | 66.5                          | 1    | 同                 | 25,500                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,000                             | 43,400 | 50,100                             |                                    |     |
| 同 飯塚住宅4<br>号     | 同 飯塚町<br>1353-1      | 2DK  | 55.4                          | 1    | 同                 | 22,800                  | 26,300                             | 30,100                             | 34,000                             | 38,800 | 44,800                             |                                    | 单身可 |
| 同 土屋倉アパ<br>ート3号  | 同 山市美咲町二<br>丁目3      | 3DK  | 53.7                          | 1    | 同                 | 12,900                  | 14,900                             | 17,000                             | 19,200                             | 21,900 | 25,300                             |                                    |     |
| 同 金生アパー<br>ート    | 同 金生一丁<br>目13-13     | 3K   | 44.4                          | 1    | 同                 | 10,400                  | 12,100                             | 13,800                             | 14,800                             | 14,800 | 14,800                             |                                    | 单身可 |
| 同 日光アパー<br>ート4号  | 同 天童市北久野本<br>四丁目14-4 | 2DK  | 55.5                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 19,800                  | 22,800                             | 26,100                             | 29,400                             | 33,700 | 38,800                             |                                    | 单身可 |

|                      |                          |      |      |   |                    |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------------|--------------------------|------|------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 天童駅西ア<br>パー<br>ト2号 | 同 駅西二丁<br>目2-30          | 3DK  | 64.2 | 1 | 一般用                | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,800 |     |
| 同 天童駅南ア<br>パー<br>ト1号 | 同 田鶴町四<br>丁目18-17        | 同    | 66.5 | 1 | 同                  | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 天童南部ア<br>パー<br>ト2号 | 同 南町三丁<br>目18-2          | 2LDK | 70.1 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・高齢者用) | 25,800 | 29,800 | 34,100 | 38,400 | 43,900 | 50,700 | 单身可 |
| 同 近江アパー<br>ト1号       | 東村山郡山辺町<br>近江1-1         | 3DK  | 64.2 | 1 | 一般用                | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同                    | 同                        | 同    | 64.2 | 3 | 同                  | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 中原アパー<br>ト1号       | 同 中山町<br>大字長崎881-<br>2   | 同    | 69.4 | 1 | 同                  | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同 2号                 | 同                        | 2DK  | 53.4 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・高齢者用) | 17,700 | 20,500 | 23,400 | 26,400 | 30,200 | 34,900 | 单身可 |
| 同 南寒河江ア<br>パー<br>ト1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5 | 3DK  | 62.6 | 1 | 一般用                | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 | 28,700 | 33,100 |     |
| 同 塩水アパー<br>ト5号       | 同 大字寒<br>河江字塩水46-<br>1   | 2DK  | 57.0 | 1 | 同                  | 19,200 | 22,200 | 25,300 | 28,600 | 32,700 | 37,700 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト         | 西村山郡大江町<br>大字藤田264-<br>3 | 3DK  | 59.3 | 3 | 同                  | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同 東根中央ア<br>パー<br>ト2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2          | 同    | 62.6 | 1 | 同                  | 18,900 | 21,800 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 3号                 | 同                        | 同    | 64.2 | 1 | 同                  | 19,700 | 22,700 | 26,000 | 29,300 | 33,500 | 38,600 |     |
| 同 楯岡アパー<br>ト         | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23       | 同    | 54.6 | 3 | 同                  | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同 楯岡中町ア<br>パー<br>ト   | 楯岡中町5-1                  | 同    | 63.7 | 1 | 同                  | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 |     |
| 同 尾花沢アパ<br>ー<br>ト    | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36        | 同    | 64.2 | 1 | 同                  | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |
| 同                    | 同                        | 同    | 64.2 | 1 | 同                  | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 | 单身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年4月5日から同月11日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年6月1日

正 誤

|             |            |     |       |   |   |
|-------------|------------|-----|-------|---|---|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤 | 正 |
| 平成27. 5. 29 | 第2650号     | 750 | 下から16 | 中 | 内 |